

第47回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

(2020年5月1日から2021年4月30日まで)

ヤーマン株式会社

上記の事項については、法令および当社定款第19条の規定に基づき、インターネット上の当社企業情報サイト (<https://corporate.ya-man.com/>) に掲載することにより株主様に提供しております。

業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 決議の内容の概要

当社は、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める内部統制システムの整備に関する基本方針を以下のとおり定めており、本基本方針及び法令、社内規程に従い業務を遂行することにより、業務の適正を確保しております。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a 取締役は、法令・社内規則等を遵守することを宣誓し、コンプライアンス体制の整備に努めるものとする。重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、コンプライアンス統括部門及び監査役に報告し、適切な対策を講じる。
- b 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。
- c 内部監査室は、内部統制システムの整備・運用状況を監査し、必要に応じてその改善を促す。
- d 通報者の保護を徹底した内部通報制度を充実する。
- e 反社会的勢力対応規程に基づき、反社会的勢力による不当要求に対し、警察及び警視庁管内特殊暴力防止対策連合会とも連携し毅然と対応していく。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a 取締役は、議事録、会議録、稟議書、契約書、計算書類その他の重要な文書を関連資料とともに保管し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- b 文書管理規程を整備し、情報を有効に活用する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a 取締役は、リスク管理規程に基づき定期的にビジネスリスクを検討・評価し、損失のリスクの管理のため必要な体制（リスクの発見・情報伝達・評価・対応の仕組み等）の整備・運用を行う。
- b リスク管理統括部門は、全社のリスクを統括し、リスクの内容に応じて責任部署を設定し、具体的な対応策を策定する。
- c 財務報告の正確性と信頼性を確保する観点から、関連する業務プロセスの特定及びリスクの評価を行い、文書化並びに統制活動の実施状況を定期的に確認する。

④ **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- a 取締役会は、取締役の職務分掌を定め、各取締役が責任を持って担当する領域を明確にする。各取締役は、各部門の事業計画及び予算申請を踏まえ、必要な経営資源の配分の決定又は見直しを行い、当社全体の効率的な運営を確保する。
- b 取締役及び使用人による意思決定と業務執行についての権限と責任を明確にするため、職務権限及び職務分掌に関する規程を整備する。

⑤ **使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

- a 取締役は、使用人に対して法令・社内規則等の周知を図り、その遵守を徹底する。取締役は、使用人の職務権限を定め、使用人の責任と権限を明確にし、以て業務執行の責任体制を確立する。
- b コンプライアンス統括部門は、社内コンプライアンス教育を実施し、コンプライアンスに係る相談ができる仕組みを作る。
- c リスク管理統括部門は、各部署の日常的な活動状況におけるリスクを把握し、会社の抱えるリスクを管理する。
- d 法務部門は、当社の事業に適用される法令等を識別し、その内容を関連部署に周知徹底する。

⑥ **次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制**

- a 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ・当社は、当社が定める関係会社管理規程に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係会社会議の実施及び関係資料等の提出を求める。
 - ・当社は子会社に対し、子会社がその経営成績、財務状況その他の重要な情報について当社に報告するため、子会社の取締役会に当社の取締役又は使用人が出席することを求める。
- b 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社は、当社グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程を策定し、同規程において子会社にリスク管理を行うことを求めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
 - ・リスク管理統括部門は、子会社を含めたリスクを管理し、グループ全体のリスク管理推進に関わる課題・対応策を審議する。

- c 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社管理の基本方針及び運用方法を策定する。
 - ・当社は、子会社の事業内容や規模等に応じて、取締役会非設置会社の選択を認めるなど、子会社の指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を整備させる。
- d 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社は、子会社に、その取締役及び使用人が当社の「企業倫理」に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める体制を整備させる。
 - ・当社は、子会社に、その事業内容や規模等に応じて、適正数の監査役を配置する体制を整備させる。
 - ・当社は、子会社に、監査役が内部統制システムの整備・運用状況を含め、子会社の取締役の職務執行を監査する体制を整備させる。
 - ・当社は、子会社に、法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため当社の内部通報制度を利用する体制を整備させる。

⑦ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役補助使用人の設置については、適材配置の視点から中期的な人事計画で検討することとし、当面は次のとおり対応する。

- a 監査役並びに監査役会事務局の庶務事項は、管理本部内に専任スタッフを配置する。
- b 監査補助業務は、監査役からの要請事案に関し、管理本部長の指示に基づき、管理本部のスタッフが対応する。

⑧ **上記使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- a 管理本部長は、監査役からの監査補助業務の要請に対し、要員を確保し、監査役の指揮下において当該業務に専任する。
- b 管理本部スタッフによる監査補助業務の履行状況の評価は、監査役会が行い、管理本部長に報告する。

⑨ **監査役の上記使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底する。

⑩ **次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制**

a 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

- ・取締役は、監査役を取締役会をはじめとする重要な会議への出席権限を保証する。
- ・取締役及び使用人は、監査役に対し、業務又は財務に重大な影響を及ぼす恐れのある法律上又は財務上の諸問題、規制当局からの命令その他著しい損害を及ぼす恐れのある事実について、発見次第直ちに報告する。また、取締役及び使用人は、監査役からその業務執行に関する事項の報告を求められた場合、速やかに当該事項につき報告する。

b 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- ・子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ・子会社の取締役、監査役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の管理本部へ報告を行うか、又は内部通報制度に基づいて通報する。
- ・当社内部監査室は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。
- ・内部通報制度の担当部門は、当社グループの取締役、監査役及び使用人からの内部通報の状況について、通報者の匿名性に必要な処置をしたうえで、定期的に当社取締役、監査役及び取締役会に対して報告する。

⑪ **上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、監査役への報告を行った当社グループの取締役、監査役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役、監査役及び使用人に周知徹底する。

- ⑫ **監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**
- a 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
 - b 監査役がその職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。
- ⑬ **その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制**
- a 監査役は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的な会合をもつ。
 - b 監査役は、内部統制システムの有効性を評価するうえで、内部監査室及び会計監査人と連携する。
 - c 監査役は、会計監査人を監督するとともに、随時会計監査人より会計に関する報告を受ける。
 - d 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用することができる。
 - e 取締役は、監査役が必要と認めた重要な使用人に対する調査にも協力する。

(2) 体制の運用状況の概要

当社は、上記業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、次のとおりです。

- ① **コンプライアンス、リスク管理体制等**
コンプライアンス統括部門の主導により、事業に関連する法令の研修等を実施し、コンプライアンスの徹底に努めております。
なお、2020年3月31日に消費者庁から景品表示法に基づく措置命令を受けたことを踏まえて、使用人の職務の執行が法令に適合することを徹底するため、年2回の景品表示法と薬機法に関する研修とテストの実施と、試験実施基準や広告制作フロー等の見直しによるチェック機能の強化を図り、適切な体制を再構築しております。
また、社内外に内部通報窓口を設置しており、周知徹底して運用しております。
- ② **法改正等に伴う諸規程の見直し**
法改正及び雇用形態の多様化に対応するため、諸規程を整備し運用しております。
- ③ **グループ管理体制**
当社取締役会や会議等の場を通じて毎月子会社の担当者から経営状況等の報告を受け、現状を把握できる体制となっております。

④ **監査役への報告体制**

当社の内部監査室員は内部監査室が行った監査結果について年6回、また、当社のコンプライアンス責任者は「当社グループ内部通報・相談窓口」の通報・相談状況について年4回、当社の監査役に定期的な報告を行っております。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

すべての子会社を連結しております。

また、連結子会社であった株式会社ディーフィットは、当連結会計年度においてその事業の全てを当社に譲渡して解散し、清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 LABO WELL株式会社、
YA-MAN U.S.A LTD.

2. 持分法の範囲に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な関連会社の名称

すべての関連会社に持分法を適用しております。

また、当連結会計年度中に株式を取得した株式会社エフェクティムを、新たに持分法の範囲に含めております。

関連会社の数 2社

関連会社の名称 MACHERIE BEAUTY
TECHNOLOGY CO.,LTD、
株式会社エフェクティム

(2) 持分法の適用の手続きについて特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のないもの

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、原材料、仕掛品

総平均法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

③ デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法

時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法)

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社は、従業員への賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 返品調整引当金

当社は、連結会計年度末日後の返品による損失に備えるため、過去の返品実績等に基づき、将来の返品による損失見込額を計上しております。

④ ポイント引当金

当社直販サイトにおいて顧客に付与されたポイントの使用による費用発生に備えるため、過去の使用実績等に基づき、将来使用見込額を計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法により償却しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う断続的な制限は、経済活動に大きな影響を及ぼしておりますが、当社グループでは、このような状況は、翌連結会計年度におけるワクチン接種の普及とともに、緩やかに回復に向かっていくと想定しております。

当連結会計年度の連結計算書類の作成に当たっては、上記の仮定の下、会計上の見積りを行っております。

ただし、現時点で入手できる客観的な情報には限りがあり、経済活動の制限が解消される時期によって

は、当社グループの翌連結会計年度の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	60,334千円
土地	185,866千円
計	246,200千円

(2) 担保に係る債務

支払手形（信用状）	307,249千円
1年内返済予定の長期借入金	628,700千円
長期借入金	1,954,000千円
計	2,889,949千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,168,507千円

(連結損益計算書に関する注記)

特別損失に計上されているのれん償却額は、「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第7号）第32項の規定に基づき、子会社株式の減損処理に伴ってのれんを一時償却したものです。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 58,348,880株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年7月29日 定時株主総会	普通株式	99,038	1.80	2020年4月30日	2020年7月30日
2020年12月11日 取締役会	普通株式	99,038	1.80	2020年10月31日	2021年1月5日
計		198,076	-		

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2021年7月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日
2021年 7月29日 定時株主総会	普通株式	346,633	利益 剰余金	6.30	2021年 4月30日	2021年 7月30日

- (注) 1株当たり配当額には、特別配当4.50円が含まれております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については定期預金を中心に、一部を安全性の高い投資信託にて運用し、資金調達については、銀行借入等によっております。

デリバティブは借入金の金利変動リスク及び為替変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクについては、当社グループの与信管理規程に従い、その低減を図っております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払金は、1年以内に支払期日の到来するものであります。このうち、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクについては、為替予約を利用してその低減を図っております。

借入金は主に営業取引に係る資金調達によるものであります。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、定期的に市場金利の状況を把握することにより、金利変動リスクを管理しております。

なお、デリバティブ取引は資金管理規程等に従い、実需の範囲内で行うこととしております。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループではグループ全体の資金計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年4月30日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借 対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	12,957,641	12,957,641	－
(2) 受取手形 及び売掛金	4,000,909	4,000,909	－
(3) 未収入金	1,663,551	1,663,551	－
資産計	18,622,102	18,622,102	－
(1) 支払手形 及び買掛金	2,600,220	2,600,220	－
(2) 未払金	1,773,480	1,773,480	－
(3) 長期借入金	2,582,700	2,582,159	△540
負債計	6,956,400	6,955,859	△540

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、
(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっております。

(注) 2. 時価等を把握することが極めて困難であると認められる金融商品

連結貸借対照表に計上された投資有価証券300,000千円は、そのすべてが非上場株式であります。

非上場株式には市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれることなどから、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、上表には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	307円03銭
1 株当たり当期純利益	67円75銭

(その他)

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社株式、関連会社株式
移動平均法による原価法
 - ② その他有価証券
市場価格のあるもの
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のないもの
移動平均法による原価法
 - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ① 商品、製品、原材料、仕掛品
総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - ② 貯蔵品
最終仕入原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - (3) デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法
時価法
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法）
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法
なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金
従業員への賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- (3) 返品調整引当金
事業年度末日後の返品による損失に備えるため、過去の返品実績等に基づき、将来の返品による損失見込額を計上しております。
- (4) ポイント引当金
当社直販サイトにおいて顧客に付与されたポイントの使用による費用発生に備えるため、過去の使用実績等に基づき、将来使用見込額を計上しております。

4. その他の計算書類作成のための基本となる重要な事項

- 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う断続的な制限は、経済活動に大きな影響を及ぼしておりますが、当社では、このような状況は、翌事業年度におけるワクチン接種の普及とともに、緩やかに回復に向かっていくと想定しております。

当事業年度の計算書類の作成に当たっては、上記の仮定の下、会計上の見積りを行っております。

ただし、現時点で入手できる客観的な情報には限りがあり、経済活動の制限が解消される時期によっては、当社の翌事業年度の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	60,334千円
土地	185,866千円
計	246,200千円

(2) 担保に係る債務

支払手形 (信用状)	307,249千円
1年内返済予定の長期借入金	628,700千円
長期借入金	1,954,000千円
計	2,889,949千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,164,020千円

3. 関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権	10,782千円
短期金銭債務	595千円

4. 保証債務

子会社LABOWELL株式会社の金融機関に対する信用状の決済資金に対する債務保証	28,676千円
------------------------------------------	----------

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	18,404千円
仕入高	9,511千円

営業取引以外の取引による取引高

業務委託料収入	41,391千円
受取利息	1,010千円
受取手数料	230千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首 株式数 (株)	当事業年度 増加 株式数 (株)	当事業年度 減少 株式数 (株)	当事業年度 末株式数 (株)
普通株式	3,327,590	78	-	3,327,668

(注) 株式数の増加は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	62,404千円
賞与引当金	20,235千円
返品調整引当金	36,079千円
ポイント引当金	1,936千円
一括償却資産	5,501千円
棚卸資産評価損	9,505千円
減価償却超過額	34,800千円
資産除去債務	14,036千円
長期前払費用	30,371千円
土地	10,927千円
子会社株式	240,337千円
その他	6,826千円
繰延税金資産合計	472,962千円
繰延税金資産純額	472,962千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	YA-MAN U.S.A LTD.	所有 直接 100.0%	役員 兼任 経営 管理	増資の 引受 (注)	110,710	-	-

(注) YA-MAN U.S.A LTD.に対する増資の引受については、当社が全額引き受けたものであります。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	311円11銭
1 株当たり当期純利益	63円15銭

(その他)

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。